

事業承継セミナー 「特例事業承継税制の重要ポイント」

平成30年11月6日 於：小松商工会議所

特例事業承継税制について

中小企業経営者の年齢のピークがいまや69歳になろうとしています。中小企業の廃業数も急増しており、事業承継を急がなければ、日本の経済を底辺から支えている中小企業の技術やノウハウが消失してしまう危険があります。このような背景のなかで、平成30年度の税制改正において従来の事業承継税制を改良した新しい「特例事業承継税制」が創設されました。

特例事業承継税制の適用は、認定経営革新等支援機関の指導・助言を受けて作成された「特例事業承継計画」を都道府県へ提出を条件に認められます。その対応は緊急を要するため、「特例事業承継計画」の提出期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とされています。

今回のセミナー参加者

地元金融機関、商工会議所、商工会等の経営革新等支援機関の皆様方に限定させていただきました。



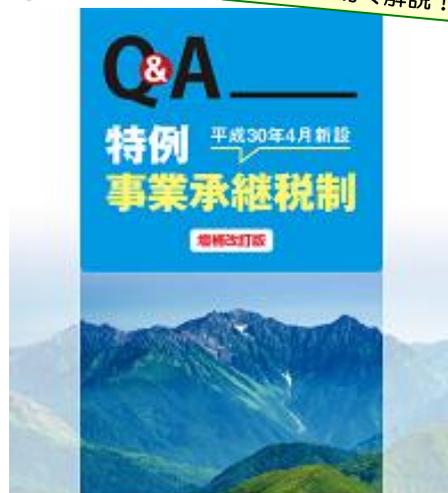
税理士法人 北陸合同会計事務所
税理士 高田 眞次

特例事業承継税制度は対象株式数を100%、相続時の猶予対象評価額を100%に拡大し、雇用確保要件を実質撤廃、株式譲渡、合併、廃業時の減免措置を追加等、従来に比べ非常に使いやすくなっています。

まずは「特例事業承継計画」の提出をご検討ください。
ご不明点はお気軽にご相談ください！

NEW

分かり易く解説！



「Q&A特例事業承継税制 増補改訂版」平成30年4月に発表された政省令などの最新情報を反映しています！

受講された方の声

- ・非常にわかりやすい内容でした。「特例事業承継計画」の提出を企業側に提案したいと思います。
- ・とてもタイムリーな内容で、受講して本当によかったです。

